

平成 31 年 3 月 1 日

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会

平成 31 年度就学祝金の請求について

このことについて、貴所属の互助会会員の該当となる方（子どもが小学校・中学校等入学時）に対して、次の期間にご請求くださいますよう周知をお願いいたします。

給付金額	提出期間	支払期日	支払方法
20,000円	4月1日(月)～11日(木)	5月16日(木)	給与加算

- * **教職員の方は、給与口座に加算して給付します。給与明細書に記載されますので、確認してください。給与加算ができない方（教職員以外の方）は、請求書の振込先欄にご記入いただきました口座への振込みとなります。**
- * 就学祝金は、子供が小学校、中学校、義務教育学校（前期、後期課程）、特別支援学校（小・中）及び中等教育学校（前期課程）に入学するときに請求できます。
- * 夫婦で会員の場合は、双方から請求できます。
- * 請求書（第 8 号様式）の用紙は、添付した請求書を使用してください。なお、互助会ホームページの「各種様式ダウンロード」ページからダウンロードもできます。
 - ・互助会ホームページ <https://hamagojo.com/>
 - ・各種様式ダウンロードページ <https://hamagojo.com/youshiki/>
- * 請求金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- * **児童生徒氏名のフリガナ表記は必須となります。必ずご記入ください。**
- * 給付の請求は、事由の発生後 2 年間です。提出期間を過ぎた後でも受け付けますが、振込日は提出期間内にご請求いただいたものより、遅くなる場合があります。

連絡先：教職員互助会

電話 045-671-3581

FAX 045-222-3355

